



釧路北部消防事務組合
公 告 第 1 号

特定建設工事共同企業体結成に係る公告について

釧路北部消防事務組合消防救急デジタル無線更新整備工事について、下記のとおり特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）で施工することとしたので、公告する。

特定企業体で入札に参加する意思のある企業は、自主結成のうえ、所定の手続きをしてください。

令和6年4月1日

釧路北部消防事務組合
組合長 徳永哲雄



記

1. 入札に付する事項

- (1) 工事名 釧路北部消防事務組合消防救急デジタル無線更新整備工事
- (2) 工事場所 弟子屈町、標茶町、鶴居村
- (3) 工期 契約締結の翌日から令和6年11月29日
- (4) 工事概要 工種 無線設備・電気設備・付帯工事等一式

2. 工事の入札方式

この工事は、特定企業体による指名競争入札とする。

3. 入札に参加する特定企業体の構成員に必要な資格に関する事項

本工事の指名競争入札に参加することができる特定企業体の構成員は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 釧路北部消防事務組合（以下「組合」という。）及び組合構成町村（弟子屈町、標茶町、鶴居村）において競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基

づく指名停止を受けていない者であること。

- (3) 対象工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が4年以上であること。
- (4) 対象工事に係る設計業務等の受託者ではないこと。又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 同種の発注工事における他の特定企業体の構成員でないこと。
- (7) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 対象工事に対応する許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

4. 入札に参加する者（特定企業体）に必要な事項

対象工事の指名競争入札に参加できる特定企業体は次の要件を満たしていること。

- (1) 構成員の組み合わせ等
 - ア 2社以上による自主結成とする。
 - イ 特定企業体の構成員のうちいずれかが、建設業法第3条第1項に規定する建設業許可に係る本店を組合構成町村管内（弟子屈町・標茶町・鶴居村）に有していること。
 - ウ 構成員の組み合わせは、令和5・6年度組合又は組合構成町村（弟子屈町・標茶町・鶴居村）のいずれかへ入札参加資格申請書を提出し受理された者。
- (2) 出資比率は1社に対し10%以上であること。
- (3) 構成員のうちいずれかが、現場代理人を工事現場に専任で配置出来ること。
- (4) 代表者の要件
 - ア 建設業法における電気工事業・電気通信工事業のいずれかの特定建設業の許可を有していること。
 - イ 北海道における電気工事の競争入札参加資格がA等級に格付されていること。
 - ウ 釧路総合振興局又は根室振興局管内に建設業法第3条第1項の許可を受けている主たる営業所を有していること。
 - エ 出資比率が構成員中最大であること。
- (5) 代表者以外の構成員の要件
 - ア 建設業法における電気工事業又は電気通信工事業の許可を有していること。
 - イ 北海道における電気工事の競争入札参加資格がA等級又はB等級に格付されていること。
 - ウ 釧路総合振興局又は根室振興局管内に建設業法第3条第1項の許可を受けてい

る主たる営業所を有していること。

5. 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書

(1) 提出期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月12日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く8時45分から17時15分まで

(2) 提出場所

川上郡弟子屈町美里3丁目8番1号

釧路北部消防事務組合 消防本部

電話015-482-3276

申請書は持参するものとし、郵送又は電送等の提出は認めない。

(3) 提出書類等

ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（北海道様式に準ずる）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

ウ 委任状

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、特定建設共同企業体入札参加資格認定通知書により特定企業体代表者に通知する。